**２０１９年度　関東高等学校ゴルフ選手権夏季大会・団体決勝（女子）**

**5月8日ver**

開　催　日 **：6月10日(月)・11日(火)**　　公式練習日：**9日(日)**

開催コース：**那須野ヶ原カントリークラブ**

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は**、「一般の罰(2罰打)」**となる。

**ローカルルール**

1. アウトオブバウンズ(規則18.2)
アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
2. ペナルティーエリア（規則17）
那須コース8番ホールグリーン左にあるペナルティーエリアの中に球がある場合(見つかっていない球がそのペナルティーエリアに止まったことが分かっている、または事実上確実である場合を含む)、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ1罰打で：
	* + 規則17.1に基づき救済を受ける。または、
		+ 追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップする。このドロップゾーンは規則14.3に基づく救済エリアである。
3. 異常なコース状態(動かせない障害物を含む)(規則16)
4. 修理地
	1. 青杭を立て、白線で囲まれた区域。
	2. グリーンの前後を含み、フェアウェイの芝の長さかそれ以下の区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。
5. 動かせない障害物
	1. 排水溝
	2. 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。
	（小砂利やウッドチップなどの個体はルースインペディメントである。）
	3. 人工の表面を持つ道路に接している枕木や丸太は、その道路の一部とみなす。
	4. 動かせない障害物と白線でつながれている区域は、その動かせない障害物の一部として扱われる。
	5. 那須コース３番ホールのグリーン後方の保護フェンスに球が近接し、スタンスや意図するスイングの区域の妨

げになる場合、プレーヤーは次のことができる。

・規則16.1に基づき罰なしの救済を受ける。または、

・追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップすることによって罰なしの救済を受ける。

このドロップゾーンは規則14.3に基づく救済エリアである。

1. プレー禁止区域

電磁誘導カート用の2本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則16.1fに基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

1. 不可分な物
以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。
	1. 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。
	2. ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。
2. クラブと球の規格
3. ストロークを行うために使うドライバーはR&Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。
4. ストロークを行うときに使用する球はR&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰：失格

1. ゴルフシューズ
ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない：
伝統的なスパイク－すなわち、地面を深く貫くようにデザインされた1つあるいは複数の鋲を有するスパイク(メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他の材質かは問わない)。
このローカルルールの違反に対する罰：規則4.3参照
2. プレーの中断と再開(規則5.7)
3. 即時中断(落雷・Ｊアラート等、切迫した危険がある場合)
委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならず、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。
このローカルルールの違反に対する罰：失格
即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。
4. 通常の中断(日没やコースがプレー不能)
規則5.7b､c､dに従って処置すること。
5. プレーの中断と再開の合図通常のプレー中断、険悪な気象状況による即時中断、プレーの再開は競技委員会の指示による。
6. 練習(規則5.2)
	1. ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
	終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。
	2. プレーヤーはラウンドとラウンドの間にコース上で練習してはならない。このローカルルールの違反に対する罰：
	最初の違反の罰 ：一般の罰（プレーヤーの最初のホールに適用される）
	2回目の違反の罰 ：失格
7. 距離計測器（規則4.3a）

規則4.3a(1)は次のように修正される。

ラウンド中、プレーヤーは電子的な距離計測機器を使用して、距離情報を得てはならない。
このローカルルールの違反に対する罰：規則4.3参照

1. 移動

ラウンド中、プレーヤーやキャディーは動力付きの移動機器に乗車して移動してはならない。（ただし、委員会が承認する場合や、事後承認した場合を除く）。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする（あるいはプレーした）プレーヤーは常に動力付きの移動機器に乗車して移動することが承認される。（今大会、手引きカートの使用は認める。）プレーヤーは違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。２つのホールの間の違反は次のホールに適用される。

1. キャディー
プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。
このローカルルールの違反の罰：プレーヤーはキャディーに支援してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。 違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける

**競技の条件**

1. 参加資格
プレーヤーは「競技規定」で定められる参加資格を満たしていなければならない。
2. スコアカードの提出
スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。
3. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

**注意事項**

1. ローカルルール7項において規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則1.2aおよび20.2に基づいて失格とする場合がある。
3. スタート前の練習は主催者の指示に従うこと。
4. グリーン上でピンを挿したままプレーする際は、プレー中であることが後続組の視界に入るよう工夫し、事故を防ぐこと。
5. 携帯電話・スマートフォン等のプレー中の使用を禁止する。ただし、本部への緊急の連絡（怪我等の連絡・ルールの問い合わせ等）の場合は許可する。（競技委員・運営委員等は緊急時使用することがある。）
6. ルールブック（JGA2019年度版）・本競技規則・目土袋・スコップ・グリーンフォークは、競技開始から終了まで必ず携帯すること。※ルールブック・目土袋等を持参しない場合、規則１.2bを適用し、失格とする場合がある。
7. 平成３１年４月１日より、日本高等学校ゴルフ連盟のユニフォーム規定が改定されましたので、各自十分確認すること。

競技委員長　　荒井　抹恵

距離表　　那須野ヶ原カントリークラブ　(女子)　　使用ティーマーカーは、白色とする　　使用グリーン：A

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| HOLE NO | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | OUT |  |
| YARDS | 377 | 505 | 140 | 389 | 329 | 162 | 364 | 351 | 485 | 3102 |  |
| PAR | 4 | 5 | 3 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 5 | 36 |  |
| HOLE NO | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | IN | TOTAL |
| YARDS | 369 | 154 | 361 | 494 | 376 | 162 | 339 | 513 | 371 | 3139 | 6241 |
| PAR | 4 | 3 | 4 | 5 | 4 | 3 | 4 | 5 | 4 | 36 | 72 |